

役員名簿の記載例

※所轄庁変更の場合（川崎市が新所轄庁となる場合）の記載例です。

役員名簿

特定非営利活動法人の名称		特定非営利活動法人 ○○○○		
④理事長などの役職名は備考欄に記載します。				
役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	②氏名、住所等は住民票の記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 以下は、間違いやすい例です。 ※「高橋」⇔「 高 橋」 「川崎」⇔「川 崎 」 「恵」⇔「 恵 」 など ※「OT目△番◇号」⇔「OT目△番地◇」 「○○番△号」⇔「○○番地の△」など		あり	理事長
理事			なし	副理事長
理事			なし	
監事			なし	
①役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。		③役員報酬の有無について記載してください。 労働の対価については、役員報酬とは考えません。 “役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。 なお、役員報酬の有無「あり」の場合には、活動予算書の管理費に計上してください。		

◇役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。（113ページQ20参照）

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます）は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要です。（法第2条第2項第1号ロ）